【令和９年４月１日任用】
会計年度任用職員（エリア支援保育所事業担当保健師）
募集要項

令和８年11月16日
子ども青少年局保育部保育運営課

1　選考区分・採用予定人数・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度 エリア支援保育所事業 担当保健師	５人程度	１．子育て家庭に対する育児相談、助言、情報提供 ２．教育・保育施設からの保健関連の相談支援（施設内の感染症予防や危機管理等） ３．保育士等への保健関連の情報提供（離乳食、睡眠、授乳、子どもの発達等）

2　受験資格

① 保健師免許取得者

② 以下のいずれにも該当しない方

・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神脆弱を原因とするもの以外）

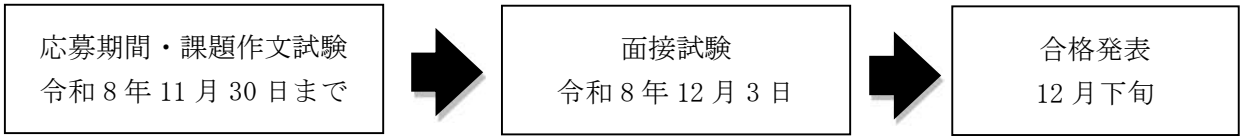
3　申込

提出書類	① 採用選考受験申込書及び誓約書【別紙1】（A4両面印刷、写真貼付） ② 課題作文試験原稿用紙【別紙2】（A4両面印刷、800字、自書） ③ 保健師免許の写し ④ 返信用封筒（定形郵便相当分の切手貼付、送付先住所・氏名記入）	
応募期間	郵送申込	令和８年11月16日（月）～ 令和８年11月30日（月）必着 角型２号の封筒で、表に「受験申込」と朱書きし、送付してください。
	持参申込	令和８年11月16日（月）～ 令和８年11月30日（月） 8:45～12:00　13:00～17:30　（土・日曜日、祝日を除く）
提出先	〒460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 名古屋市子ども青少年局保育運営課保育管理担当（市役所本庁舎３階）	

※申込後、面接試験の受験案内を郵送します。令和８年12月２日（水）までに届かない場合はお問い合わせください。

4　選考の日程等

・選考の流れ



(1) 試験内容

選考の内容等	配点
＜課題作文試験＞	50点満点
＜面接試験＞	150点満点

※どちらの試験も得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。
※合格者は課題作文試験と面接試験の得点を合計して決定します。

(2) 試験会場（面接試験）
令和8年12月3日に実施予定
日時の詳細及び会場は、試験申込後に通知にて別途お知らせします。

(3) 合格発表
令和8年12月下旬頃
子ども青少年局保育部保育運営課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否を郵送にて通知します。なお、電話等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5　合格から採用まで

(1) 採用は令和9年4月1日を予定しております。（採用後1月間は条件付採用期間となります。）

(2) 任用期間は令和10年3月31日までとなります。
なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大4回まで）

(3) 配属先は保育運営課が決定します。必ずしも希望通りの配属先になるとは限りません。

(4) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。

(5) 試験合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員状況などに応じて逐次採用されます。ただし、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿の有効期限は合格発表から令和10年3月31日となります。

(6) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

(7) 本件は令和9年度予算の成立を条件とします。

6　勤務条件

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>給　料　等</td><td>月額 209,082 円から 219,496 円(地域手当相当報酬を含む。) の範囲で、３年制短大卒業後の年数に応じて決定
他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当、勤勉手当を支給
【報酬の例】
<table><tr><th>３年制短大新卒</th><th>３年制短大卒業後７年（上限）</th></tr><tr><td>209,082 円</td><td>219,496 円</td></tr></table>(令和 8 年 11 月 16 日現在)
※人事給与制度等の改正により変わる場合があります。</td></tr>
<tr><td>勤 務 時 間</td><td>月～金　9:00～16:00 までの 1 日 6 時間(1 時間の休憩時間を除く)の週 30 時間</td></tr>
<tr><td>休　　日</td><td>土、日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)</td></tr>
<tr><td>休　　暇</td><td>年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等</td></tr>
<tr><td>社 会 保 険 等</td><td>社会保険あり</td></tr>
</table>

(採用されるまでに人事給与関係の条例等の改正により変更となる場合があります。)

7　試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、結果発表日から 1 ヶ月間（ただし最終日が閉庁日の場合は次の開庁日まで）口頭で開示を請求することができます。
開示は閲覧により行います。開示内容は、不合格者本人の順位・得点・合格基準点です。

請求される場合は、運転免許証など本人の確認できるもの（写真のあるもの）及び試験結果通知を持参し、平日午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時の間に子ども青少年局保育運営課保育管理担当までお越し下さい。

8　個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

9　その他

採用試験（その他求職活動）において、本市職員よりハラスメントと思われる行為を受けた場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

なお、相談を申し出たこと等による、採用試験・選考における不利益な取り扱いはありません。

＜この募集要項における問い合わせ先＞
名古屋市子ども青少年局保育運営課保育管理担当
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号（市役所本庁舎 3 階）
℡：052-972-2527

（参照条文）

別紙

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、

その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。